

令和5年3月30日

お客様各位

埼玉信用組合

住宅ローン・アパートローン期日前完済手数料にかかる 「消費税」ご返還のお知らせとお詫び

今般、当組合が取り扱いしております住宅ローン・アパートローンの期日前完済手数料のうち、返済額に一定の比率を乗じる手数料については、消費税が不課税であるにもかかわらずお客様に消費税相当分をお支払いいただいている事案が2件あることが判明しました。

このため、当組合は令和5年3月8日より、住宅ローン・アパートローンの期日前完済手数料のうち、返済額に一定の比率を乗じる手数料に関し、消費税相当額のお支払いをいただかないことにいたしました。また、これより以前に、住宅ローン・アパートローンの期日前完済手数料をいただいた際にお客様からお預かりし、当組合が納付しておりました消費税額は、お預かりしていた期間の法定利息（年3%）を加えたうえでご返還させていただきます。

対象となりますお客様には個別にご連絡のうえ、すみやかに返還手続きを実施いたします。お客様には多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

1. 消費税返還の対象となるお客様

当組合が上記の住宅ローン・アパートローンの期日前完済手数料（返済額に一定の比率を乗じる手数料）の取り扱いを開始した令和3年4月1日から令和5年3月7日までの間に該当する融資（※）を全額繰上返済し、期日前完済手数料（返済額に一定の比率を乗じる部分）にかかる消費税相当額をお支払いいただいたお客様。

※お借入日が令和3年4月1日以降の住宅ローン・アパートローンが該当の融資となります。なお、定額（＝繰上返済額に係わらず一定金額）の期日前完済手数料をお支払いいただいたお客様につきましては、今回の消費税の返還対象ではございません。

2. お客様への対応

消費税返還の対象となるお客様には、個別にご連絡のうえ、すみやかに返還手続きを進めてまいります。

3. 今後の対応と再発防止策

当組合では、これまでも金融取引にかかる消費税の取り扱いについては、適切に処理するよう努めてまいりましたが、今回の事象を重く受け止め、課税・非課税・不課税の別についてその解釈に疑義が生じた場合には、上部団体や税務署等に照会のうえ、適切に処理するよう徹底してまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

埼玉信用組合 本部 営業支援部

電話番号 0120-097-874

受付時間 平日 午前9時から午後5時

以 上